



袋井市プレミアム商品券 ★プレミアム率20%

「元気はつらっクーポン券」

取扱店を募集します!!

募集期間:平成27年5月18日(月)~6月8日(月)



袋井市内の消費喚起を目的にプレミアム付商品券「元気はつらっクーポン券」を販売します。

市内において一般消費者を対象とした事業所であれば、取扱店として登録できますので、下記要項をご確認の上で参加ください。

プレミアム商品券「元気はつらっクーポン券」について(概要)

販売価格等 1冊10,000円(1,000円券×12枚) 1人5冊まで購入可

購入できる方 袋井市内在住者 ※購入は先着順です。ご本人とわかる身分証明書(住所と氏名が確認できる証明書など)で確認させていただきます。提示がない場合は購入できません。

発行冊数 33,000冊



販売日時
販売場所

販売日	販売場所(住所)	販売時間
7月4日(土) 7月5日(日)	市役所東分庁舎 大会議室(袋井市新屋2-4-1)	各日 10:00~15:00 ※各日の予定販売冊数を完了した場合、販売時間内であっても販売は終了いたします。
	メロープラザ1階会議室(袋井市浅名1027)	
パティオ2階ホール(袋井市上山梨4-1-2)		
7月6日(月)	袋井商工会議所(袋井市新屋1-2-1)	
	浅羽町商工会(袋井市浅名979-1)	

上記期間内で完売に至らない場合は7月7日以降も商工会議所・商工会で販売します。

使用期間 平成27年7月4日(土)~10月31日(土)

使用場所 袋井市内の取扱登録店のみ

使用制限 1回のお買物につき20万円までご利用できます。(20万円以上の商品、工事代金等については20万円までご利用できます。)

■プレミアム商品券「元気はつらっクーポン券」取扱店要項■

1) 取扱店に登録できる事業所

袋井市で小売業、飲食業、建設業、サービス業等を営む事業所。ただし風俗営業等公序良俗に反する場合や反社会的勢力である場合及び反社会的勢力と関係有する場合は登録できません。

2) 登録申込手続き

取扱店募集期間内に所定の登録申込書をご記入の上、実行委員会窓口へ郵送またはお持ちください。
なお、募集期間を過ぎても登録はできますが周知チラシに事業所名が掲載されません。

3) 換金手数料及び登録料

換金手数料はかかりません。登録料として中小店1万円、大型店(売場面積1,000㎡以上又は資本金1億円以上)5万円をお支払ください。ただし、袋井商工会議所会員及び浅羽町商工会会員の場合は登録料免除となります。

4) クーポン券の利用

釣銭の取扱いは出来ません。現金との交換・両替もできません。公共料金、事業所の仕入代金、金券(ビール券、図書券、切手、プリペイドカード)、たばこなどの購入も利用できません。

実施主体(発行者) 袋井市プレミアム商品券発行事業実行委員会

実行委員会事務局 袋井商工会議所 〒437-8691 袋井市新屋1-2-1 TEL:42-6151 FAX:42-9871

浅羽町商工会 〒437-1102 袋井市浅名979-1 TEL:23-2440 FAX:23-4879



袋井市プレミアム商品券発行事業規約



【目的】

第1条 袋井商工会議所と浅羽町商工会で構成する「袋井市プレミアム商品券発行事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）は、市内での購買意欲の向上及び地域経済の活性化に役立てるため、プレミアム付き商品券「元気はつらつクーポン券」（以下「商品券」という。）を発行する。

【対象地域】

第2条 本事業の対象地域は袋井市内とする。

【発行及び販売】

第3条 実行委員会が発行及び販売を行うものとし、事務所を袋井市新屋一丁目2番地の1 袋井商工会議所内に置く。

【事業】

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 商品券は、総額3億9千6百万円（1セット12,000円分、合計3万3千冊）を実行委員会が発行する。
- (2) 商品券は、1枚1,000円券とし、12枚綴り（12,000円分）を1冊として20%のプレミアムをつけ、10,000円で販売する。
- (3) 商品券の販売は、袋井商工会議所窓口及び浅羽町商工会窓口並びに実行委員会が指定した場所において行う。
- (4) 商品券の販売は一人5冊（購入金額5万円、額面6万円）までとする。
- (5) 商品券の使用限度額は1回につき20万円とする。
- (6) 商品券の販売期間は平成27年7月4日（土）から7月6日（月）の3日間、時間は午前10時から午後3時までとする。各日の予定販売冊数を設定し、予定販売冊数売次第、販売時間内であっても終了する。完売に至らない場合は、販売期間を延長する。
- (7) 商品券使用期間は平成27年7月4日（土）から平成27年10月31日（土）までとする。
- (8) 商品券は、次のような場合には使用できない。
 - ①商品券を単に現金化すること及びこれに類する場合
 - ②換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど）及びたばこの購入
 - ③国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
 - ④商品券を担保に供し、または質入れすること
 - ⑤第7条の取扱店等の責務に反する場合
 - ⑥その他、取扱店等が特に指定するもの
- (9) 実行委員会は、袋井市民及び関係事業所に対して、本事業の周知に努めなければならない。

【取扱店等】

第5条 実行委員会は、商品券の取扱店等を公募するものとする。

- 2 取扱店等の募集期間は、原則として平成27年5月18日（月）から平成27年6月8日（月）までとする。
- 3 取扱店等は本事業の内容を承認の上、登録申込書の提出を行うこととする。
- 4 取扱店等は本事業への登録料として中小店1万円、大型店（売場面積1,000㎡以上又は資本金1億円以上）5万円を支払うこととする。ただし、袋井商工会議所及び浅羽町商工会の会員の場合は登録料免除とする。
- 5 取扱店等は次に掲げるものとする。
 - ①袋井市内で小売業、飲食業、建設業、サービス業等の事業を営むもの。（風俗営業等公序良俗に反する場合、反社会的勢力である者、反社会的勢力と密接な関係を有する者が関与する場合を除く）
 - ②その他、実行委員会委員長が特に許可したもの。
- 6 実行委員会は、登録申込書の提出があった場合、取扱店等の要件を満たすか確認し、登録証・ポスター及び幟な

どの必要書類を交付するものとする。

- 7 取扱店等は、袋井市民へ周知するため、店頭付近に実行委員会が交付したポスター及び幟を掲示するものとする。
- 8 取扱店等は、商品券の提示を受けた場合には、商品券の額面金額に応じた現金同様の取扱いを行う。ただし、商品券の受領に際しての釣銭は支払わないものとする。

【換金】

第6条 商品券の換金は次のとおりとする。

- (1) 取扱店等は登録証、商品券を持参し、商品券換金依頼書に必要事項を記入し、袋井商工会議所又は浅羽町商工会に提出しなければならない。
- (2) 袋井商工会議所及び浅羽町商工会は、提出された商品券を確認後、額面金額5万円未満の場合は小切手を発行し、取扱店等は発行された小切手を金融機関に持っていき現金化する。5万円以上の場合は予め登録された取扱店等の指定預金口座に額面金額を5営業日以内に振り込みをする。
- (3) 換金期間は、平成27年7月13日（月）から平成27年11月20日（金）までとする。

【取扱店等の責務】

第7条 取扱店等は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を実行委員会に負うものとする。

- (1) 受領した商品券は、第6条の規定に基づき換金すること。
- (2) 商品券を単に現金化したり、自らの商品仕入等のために使用しないこと。
- (3) 商品券を再販又は再利用しないこと。
- (4) 商品券の保管並びに管理には細心の注意を持ってあたること。
- (5) その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

【事故】

第8条 商品券の保管中（取扱店等での保管を含む）に盗難、紛失、その他の事故が発生した場合は、保管責任者がその責を負うものとする。

- 2 商品券を所有する者のもので発生した事故については、所有する者がその責を負い、実行委員会はその責を負わないものとする。

【偽造券等】

第9条 取扱店等は、通常の注意をもってすれば偽造されたことが分かる商品券を持ち込まれた場合、商品やサービスとの引換を拒否し、その旨を速やかに実行委員会に報告するものとする。なおこうした商品券を受領した場合には、取扱店等の責とする。

【経費】

第10条 本事業を運営する経費は、袋井市の補助金、その他収入をもって充てる。

【会計】

第11条 本事業の会計は、実行委員会において行う。

（事業会計書類の保管）

第12条 実行委員会は、本事業会計を明らかにする帳簿を作成し、事業完了年度の終了後5年間保管しなければならない。

【その他】

第13条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において協議し決定する。

附則 この規約は、平成27年4月23日から施行する。